なった。

コロナ後においても、

国境を跨ぐ個人の移動と所得課税

EUにおけるリモートワークの動向を中心に

本 + 至 子

宮

はじめに

O E C D

EUにおける越境労働者 (Frontier worker) と課税

5 おわりに

4 3 2 1

EUの動向とリモートワークの課題

1 はじめに

各国は多かれ少なかれ、移動や海外渡航を制限されてきたため、リモートワークなど働き方を変えざるを得なく デジタル化による経済構造の変化は、企業だけではなく個人にも大きな影響を及ぼしつつある。コロナ禍では、

ークは、恒常化しつつある。このような状況は、国内リモートワークにとどまらず、国境を跨いで行われる越境

人手不足への対応、デジタル人材の確保の観点から在宅勤務が続き、リモートワ

119

リモート マドといわれる人々など場所にとらわれない働き方として話題になっている。 ウー カ ーの例やITを駆使してリモートワークをしながら遊牧民のように世界中を旅して働くデジタル(!)

り海外に在住しながら日本本社の仕事をするケース、海外に居住する外国籍者と日本本社が直接雇用契約を締結 リモートワークには、日本本社との雇用契約外の自宅、 は必ずしも大きくないが、今後は増加する可能性がある。 総務省『令和6年度版情報通信白書』によれば、他の諸国に比べて、我が国のデジタル化やテレワー(3) 海外から日本本社に対して役務提供するケースなどがあり、 ホームオフィス、日本本社の従業員が配偶者の帯同によ そのためには、 查証、 ワークパーミットの可否、 制度の整備が重要になる。 社会保障、 国境を跨ぐ クの割合

本稿では、 越境リモートワーカーに対する給与所得の課税問題に焦点をあて、 O E C D EUの動向を中心に

課題を明らかにすることを目的とする。

税

面

の課題がある。

O E C D

2

(1) 租税条約による課税権配分原則

で行われた場合は当該国での課税権も認められている の課税権 リモート ECDモデル租税条約は、 (退職年金)、 は、 専ら従業員 ワークの概念を明示的には扱っていない。 第一九条 (の居) (政府職員) 住地国 第一五条 (給与所得)、第一六条 にあり、 で人的役務の提供による所得に対する課税権の配分について定めている その居住地の決定が重要になるが、 (役務提供地課税)。ただし、(5)(6) OECDモデル租税条約一五条一項によれば、 (役員報酬)、第一七条 原則として、 国際運輸の従事者、 (芸能人及び運動家)、 勤 務 が他 給与所 |方締約 役員報酬 第

とができないとされている。

退職年金、 な納税手続きを要するため、円滑な人的交流の阻害要因になる可能性がある。 (マ) うな課税権配分原則によると、 二〇二一年の 政 、府職員については、 国連モデル租税条約一五条一項や二〇一六年米国モデル租税条約一四 人的役務提供地国と居住地国間の国際的な二重課税が発生し、 例外的な扱いが定められ ている。 モデル租税条約 条一項にもみられる。 一五条 一項 その調整には煩 を同 様 の規定は、 この

そのため、 一五条二項において、次の a s (c) の要件を充足する短期滞在者に対しては、 人的役務 の提

供地である源泉地国課税免除が定められている。

- 滞在期間がその年を通じて一八三日をこえないこと(一八三日基準
- b 報酬を支払う雇用者は勤務が行われた締約国の居住者ではないこと
- 給与等の報酬 が役務提供地にある支店その他の恒久的施設によって負担

(課税所得の計算上損金に算入)

排除するために、「当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの一二箇月の期間においても」超えるこ ができないとした旧モデル租税条約とは異なり、条約締約国間で課税年度が一致しない場合の租税回避の機会を 役務を提供するあらゆる個人を対象とするもので、一八三日の算定は、「当該課税年度においても」超えること 得た給与所得の課税権が制約される。当該規定は、 これらの要件を満たす場合、 源泉地国は、 他方の締約国の居住者がその領域内で勤務を遂行することによって 租税条約の他の条項に該当しない限り、 勤務の過程において

時的な存在を区別する役割を果たすとする。OECDモデル租税条約一五条の給与所得の課税規定は、(ミロ) 地国 でのみ課税対象とすべきとするものであり、 際課税における確立された見解では、 雇用に関する短期間の活動 一八三日基準は、 源泉地国課税を正当化する恒久的な存在と一 (一時的な性質のもの) は、 従業員の 同五条の 扂

住

あり、

従業員、

デジタル社会での限界が指摘されている。 恒久的施設の定義と近い感覚があり、 雇用者、 課税当局のコンプライアンスコストとのバランスを見出すことも重要である。 源泉地国における従業員の物理的な存在をよりどころとすることに対する 短期滞在者に対する例外規定は、 源泉地国の税収減をもたらすもので

(2)コロナ禍における特別措置

求することが考えられる。 る可能性がある。これらの新たな課税権は、 D-19による制限期間中に従業員がどこにいるかによって、 府による前例のない制限は、 の企業は業務の遂行方法の変更(在宅勤務など)を余儀なくされた。多くの国では、パンデミックの結果、 新型コロナウイルス感染症(以下、「COVID-19」)の影響は甚大であり、 限や厳 玉 パンデミック期間中、 |間の課税権配分原則は、 しい検疫要件の実施など、 多くの企業が業務の縮小に直面し、オフィスやその他の事業所の閉鎖を、 企業や労働者にとって、課税上の影響を及ぼす可能性があった。例えば、 コロナ禍での在宅勤務などの勤務形態の激変に際して、 個人の移動に影響を与える前例のない公衆衛生措置をとった。このような政 既存の課税権に取って代わり、 従業員の所得に対する新たな課税権 世界経済に前例のない混乱をもたら 源泉徴収された税額の 大きな問題に直 が他 部を還付請 の国で生じ C O V I それ以外 渡航

外の国に足止めされた場合の租税条約条項の適用に関する指針の更新版を公表した。 各国が、 定の解釈に関するOECD事務局の見解を示すものであるが、各国の一般的なアプローチを反映したものであ る このような特別な状況下において、二〇二〇年四月三日に、 当該指針は、 個 人と雇 用 COVID-19の期間中の公衆衛生措置が有効である場合の例外的なもので、 者の課税状況に関するCOVI D 19 の影響にどのように対処したかを示したものとなって OECDは、 国境を跨ぐ労働者や個 当該指針は、 二重課税の事 租税 人が居り 条約 地 0) 以

例を回避することを目的とするものであって二重非課税を作り出すためのものではない。

の従業員に給与を支払い続けることを可能にするために会社に支払われる政府補助金への適用である。 租税条約四条による居住地の決定への潜在的な影響、第二は、 ECDは指針の中で、主に、 一五条の適用上、OECDは二つの状況を提示する。第一の状況は、従業員が就労不能にもかかわらず、そ OECDは、 雇用が行われていた場所に、当該所得は帰属すべきであると勧告した。(エワ) 個人課税に関連する二つの解釈上の問題を提起した。第一は、(16) 同一五条による課税権の配分への影響である。 OECDモデル

についてのものである。このような場合、(図) (Frontier worker)に対する二国間条約の特別規定についての配慮にも触れる。 ろうという前提で、 である。つまり、 OECDから提起された一五条の解釈に関連する第二の状況は、渡航制限による滞在基準日数の超過 個人がある国に足止めされたために、 閾値に違反しなかったかのように各国が行動することを求める。 当該指針は、 一五条二項で定める一八三日基準の閾値に違反する状況 COVID-19規制がなければ閾値に違反しなかっただ さらに、 越境労働者 0) 対応

にしたものであり、 OECDの一般的な立場と指針による勧告は、 越境労働者に関連する指針や暫定規則を発行したのである。(ヒヒ) 多くの国は、 この勧告に従い、就労形態が変化しても税の配分は変化しないということを前 従業員の就労形態が変化していないというフィクションを前

EUにおける越境労働者(Frontier worker)と課税

3

者がみられ、 境を接する特定の地域におい EUではその課税問題について、これまでも議論されてきた。EU加盟国の直接税分野における(スス) て、 ある加盟 国 の居住者が国境を跨いで他の加盟国 の会社に勤務する越境労働

原則によって国籍に基づいた差別が撤廃される。

する。 の自 内税法は、 を有する労働者が対象となる。EU機能条約四五条二項は、労働者間の国籍に基づく差別を禁じており、(ミロ) 加盟国の労働者を差別的に扱うことはEU機能条約四五条の労働者の自由移動に抵触する可能性がある。 由移動は、 EUにおける労働者の自由移動は、 EU機能条約が求める基本的自由移動に整合しなければならない。そのため、 EU域内を自由に移動し、 EU加盟国の国籍を有する者のみに対する保障であり、 雇用につくために、いずれかの加盟国内に滞在、 加盟国 居住する権利を保障 |国内税法が他 加盟国 労働 の 国

税の防止という視点から、「非居住者の課税に関する一九九三年一二月二一日の勧告」を公表したにとどまって(%) 自由移動にかかわる所得税規定の調和に関する指令の提案があったが、撤回されている。欧州委員会は、二重とりわけ、越境労働者の課税が問題であり、そのような不利益を救済するために、共同体域内における労働者とりわけ、越境労働者の課税が問題であり、そのような不利益を救済するために、共同体域内における労働者 決を通じて少しずつ前進してきた。欧州司法裁判所は、 いる。EU域内の各国の所得税法が多様であることから、直接税分野の調和は困難であるが、欧州司法裁判所判 ころ、居住者と非居住者間の税法上の取扱いの相違は、域内の労働者の自由移動に好ましくない結果をもたらす。 様な待遇をしなければならないとされている(七条)。社会保障については、規則 1408/71 が制定されてきたと(⑵) (3) 以下では、Schumacker 原則に至るまでの三つの判決を確認する。 の自由移動に関する規則 1612/68 では、EU加盟国の労働者について、社会保障や税法上、 労働者の自由移動にかかわるいくつかの事件を扱ってお 国内労働者と同 二重課

(1) Biehl

Biehl 事件は、 〔州司法裁判所で労働者に対する課税とEU法との整合性について争われた最初の事件は ルクセンブルクに居住し、 ルクセンブルク企業で一○年間雇用されていたドイツ国籍を有する者

由

限するものと認めたものの、

税法のEU法との整合性を審査した。 とに関するもの ブルクの非居住者には源泉税を還付しないことを定めたルクセンブルク税法に基づき、 欧州司法裁判所は、 ドイツに住所を移転し、 である。 当該税法が労働者の自由移動に抵触するか否か、 国籍による明白な差別を禁ずるだけでなく、 ルクセンブルク企業が源泉徴収した税の還付を申請したところ、 ルクセンブルクの当該規定は、 直接には国籍を考慮にい 欧州司法裁判所は当該ルクセンブル 事実上同 .様の結果をもたらす隠れ その申請が却下されたこ れたものではなか ル クセン た差

別的

取り

·扱いもEU法に抵触するとして、

当該規定を条約違反であると判断した。

結した保険契約に係る保険料の所得控除の可否が争われた。ベルギー所得税法五四条は、 いて先決判決を求めたのが Bachmann 事件である。 税法の規定が、 ドイツに戻る可能性がある Bachmann にとって、それはほとんど意味がなかった。そこで、 できない場合は、 、ルギーで登録された外国保険会社の支店に支払った生命保険契約等の保険料に限り、 その後の Bachmann 事件では、 制の首尾一 外国保険会社に直接支払われた場合には控除が認められていなかった。当該ベルギー税法では、 貫性 ローマ条約四八条の労働者の自由移動及び五九条の役務提供の自由移動に違反するかどうかに 保険契約の満期時に支払われる保険金から支払保険料を差し引くことができたが、 (coherence) を維持する必要性といった三つの点から審査し、当該ベルギー税法が ドイツ国籍を有しベルギーで勤務する Bachmann が、 欧州司法裁判所は、 消費者保護、 税務調査委の実効性 所得控除が認めら ドイ ベルギーの保険会社 当該ベルギー所得 ッの 保険会社 その 所得控除 基 诗 n 点で 本 7 的 玉

制限

できるかどうか定かでないため、このような控除を認めれば、税制の首尾一貫性が損なわれることから、

納税者が後日受け取ることになる保険金について、

ベ

ル

ギーが適正

正当化した

(σ) Schumackei

てい EC条約四八条の労働者の自由移動に違反するかどうかの先決判決を求めたものである。 六三条の衡平原則に基づき、二分二乗方式の適用を請求したが、税務署はそれを却下したため、 され、ドイツ国内源泉所得である給与所得は雇用者が源泉徴収の対象であった。ド 法一条四項によれば、ドイツに恒久的住居又は常用の居所を有しない自然人は、ドイツの国内源泉所得 るドイツ所得税法の二分二乗方式の適用の可否が争われたものである。Schumacker は、 一乗方式が適用されるところ、 Schumacker 事件は、 たが、一九八八年以降はドイツで勤務する越境労働者で、家族で唯一の収入を稼得していた。 独身者と同様、 妻 その適用を受けることができなかった。そこで、Schumackerは、 (専業主婦) Schumacker は非居住者であったため、ドイツ所得税法に従い、 及び子供と共にベルギー居住者で越境労働者である Schumacker に対す イツの居住者であれば 当初ベルギーで勤務 ١ 1 当該取扱 · ツ 租 制限納税義 ドイツ所得税 税 通 のみ課 則 務者 二分 が E

者の担税力は、 地 域内で受け取る所得は、 則として、 する可能性があるとする 加盟国の国民にとって不利益となるものであり、 玉 まず、 「課税を前提にしていることを指摘しているからである(para.32)。 欧州司法裁判所は、 居住者と非居住者の状況は比較可能ではないとする(para.31)。 居住 地 国で評価する方が容易であること、 ほとんどの場合、 (para.28)。しかしながら、 Biehl 判決と同様に、 総所得の一部に過ぎず、その所得は居住地国に集中しており、 非居住者はたいていの場合、 非居住者に対して課税上の便益を認めない 欧州司法裁判所は、 第二に、 OECDモデル したがって、 二つの理由をあげ、 第 外国 に、 租 人のため、 非居住者が ある加盟国が、 税条約も、 直接税 間接 国内税法は、 原 ある 則とし 的差別 に関 居住者に付 加 盟 非 玉 に該当 扂 他 0 原 0) 個

|人的控除を二重に利用することを防止するという当該判決の目的のように濫用防止の性格を持つことが明らか

則として、差別ではないと判断する 与する特定の租税便益を非居住者に付与しないという事実は、 (paras.34, 35.)° 居住者と非居住者は、 同様の状況にない ため、

原

とはEU法に抵触すると判断したのである。 ような客観的 る居住者との る便益を認める立場にないケースには当てはまらない 動から課税所得の大部分を得ているような場合、 るとは限らない。 しかしながら、 間には、 な違いはない 当該事件では、 居住者と非居住者の状況が比較可能ではないという仮定は、 納税者の個人的および家族的事情の課税上の考慮に関して、 (para.37)° 非居住者が居住地国において大部分の所得を稼得せず、 したがって、Schumacker をドイツの居住者よりも課税上不利に扱うこ 居住地国は、 (para.36)。このような非居住者と、 個人的および家族的事情を考慮した結果認められ すべての個 異なる取り扱い 雇用地国で行われる活 別事例に 同等の を正当化する 雇用に従事す お て妥当

(4)Schumacker 原則の確立

当該判決において、

提にするとともに、「事実上の課税上の居住者」という概念が導き出された。それは、①すべての

(またはほぼ

居住者と非居住者に異なる課税上の取扱いを認めるという国際租税法の確立した原

序説

基づきいずれの国も個人の事情を考慮しない場合のみである。 きないこと、 べての) Schumacker 原則が適用されるのは、 所得を源泉地国から得ている非居住者であること、②その者の居住地国がその者の個人的事情を考慮で 源泉地国は当該非居住者に国内税法上の租税便益を付与することが義務付けられる。 という二要件を前提とした、いわゆる Schumacker 原則であり、 勤務地国と居住地国間で管轄権の「負の抵触」が存在し、 その結果、 Schumacker 判決の根拠は 非居住者がこの二要件を充足す 法務官によれ 租税条約に 納税者

Schumacker 原則には、 賛否両論がある。これまでの Biehl 判決や Bachmann 判決では、 非居住者と居住 著 0

がなく、第二の論点は、 摘する見解がある。特に、ある国でどれだけの所得を得ているかは、居住地国を決定する目的には法的な関連 の原則を尊重し、 違いによる差別は認めなかったのに対して、Schumacker 判決はそれとは異なる判断を下している。 これまでの判決を是正した点を評価する立場に対して、裁判所の論理の矛盾と誤った前提を指 居住地国の方が納税者の個人的な支払い能力を評価するのに適しているというものであ 玉 |際租 税

上で、勤務地国で課税を行うことに対する行政上の障害はない」と述べていることから矛盾がある. するものと同等の情報入手方法を規定しており、 0) 加盟国においてすべての所得を得ておらず、複数の加盟国から所得を得ている場合は救済の対象外であ したがって、非居住者の個人的および家族的な状況を考慮した

当該判決において一九七七年の相互共助に関する指令に言及し、そこでは「国家レベルの税務当局間で存在

を満たすのか必ずしも明らかではない。 居住者より不利な扱いを受ける可能性がある。 居住地国以外の国における所得の割合がどの程度であれば

Schumacker 判決からは、 の居住者であるすべての配偶者にまで対象を拡大するとともに、その適用には申請と九〇%基準の充足を求める。 する夫婦の二分二乗方式の適用を排除していたが、所得税法では、EU加盟国だけでなく、 程において、 当該判決で導き出された Schumacker 原則を受け、 の準拠という点では意味をなすものではない。 (35) わゆる越境労働者法(Grenzpendlergesetz, BGBl. I 1994 S. 1395)では、一方の配偶者が外国で生活 どの程度であれば差別的でないかは明らかではなかったが、 一九九六年税制改正 ドイツは所得税法を改正することになった。(34) (JStG 1996 v. 11.10.95 (BGBI I 95, それらの要件自体はEU E E A (欧州経済圏 定過

ドイツ所得税法一条三項は、

申請により暦年におけるドイツでの所得が少なくとも九〇%以上等、

定の要

Schumacker 判決で導き出された要求をおおむね満たすものとなっている。 件を充足する場合には、 無制限納税者として扱い (みなし無制限納税義務者、 fiktive unbeschränkte Steuerpflicht)

4 EUの動向とリモートワークの課題

に低いコストで同等の生産性と価値創造を実現できるようになる。新型コロナウイルスの蔓延は、(38) うる。 企業は、 (37) 激しい租税競争が展開されるようになっており、 ·トワークを増加させ、これにより、労働をめぐる租税競争は新たな局面に突入する可能性がある。 (3) 欧州では、単一市場における移動の自由確保を志向する制度的前提を背景に、二〇〇〇年代には人材をめぐる 高額なオフィスを持たず、リモート化することでグローバルな人材に容易にアクセスでき、大幅 コロナ禍を契機とするリモートワーク増加はそれに拍車をか

事し、二〇一九年以降、その増加傾向は続いている。とりわけ、ベネルクス、ドイツ国境、エーレスンド(40) 地国 パンデミック下の急増を経て、二○二一年には二二%に上昇し、EU全体で四一七○万人がリモートワークに従 比較して、従業員の雇用所得に対する課税権が変更される可能性を伴い、 ークが広く実施されてきた。越境リモートワークの普及は、 (Öresund region) といったホットスポットと呼ばれる特定の国境地域においては、コロナ前から越境リモー EUでは、二○○八年のEU全体の在宅勤務の割合は八%未満であったのが、二○一九年には一一%となり、 (労働の需要地国)が二か国以上にまたがる場面の増加が見込まれ、 労働の物理的所在地国と雇用主や労務提供先の 関係国間の課税権配分の問題を生じさ 従業員が実際に会社で勤務する場合と 所 ŀ 地 ワ

会や欧州経済社会評議会などさまざまな場で注目され、

せる。このような新たな就労形態は、

税制だけでなく、

社会保障の観点からも課題となる。(42)

この問題は、

リモートワークの条件の整備がビジネスを支援すること

に繋がることから、 生ずる。このような多くの課題解決のために、 らに複雑な状況となり、 対象外となる。 批判でも述べたように、 ることで、特定の控除や税法上の優遇措置を受けれない可能性もある。 国で申告するための追加的な遵守義務が生じ、 調整される可能性があるものの、長期間を要し、コストが必要になる。さらに、従業員は給与所得を二つの には事実上の二重課税という結果を招く恐れがある。このような事実上の二重課税は、 によって所得税の課税対象となる場合に、当該所得に対する課税権の配分を巡る紛争のリスクが高まり、 国にプロラタ基準で按分されなければならないところ、さまざまな課題がある。 ルを定める。 既述のように、 越境リモートワークを通じて在宅勤務が行われる場合に、 居住地国が二重課税排除方法として、免除方式ではなく税額控除方式を採用している場合は、 OECDモデル租税条約一五条では、給与所得につき、 国際商工会議所などの経済界からも、 活動国の所得税は居住地国の課税所得に算入され、 活動を行う国で全世界所得の九〇%以上を稼得しない場合は、 欧州委員会は越境リモートワークに伴う課税問題に着手し始めた。(46) 両国間の費用配分も考慮する必要がある。 関連の政策や指針の策定が勧告され 従業員の給与所得は、 具体的には、 源泉地国と居住地国の課税権 追加的なコンプライアンスコストが 雇用地国と居住地 Schumacker 判決に対する Schumacker 原則の 紛争解決指令に基づい 両国間で課税対象とな Ė 源泉地国と居住 玉 の 両 配 最終 .加盟 分ル 適用 加 さ

租税条約を締 してきたが、 くつかの 定日数の不在は、 二〇二三年七月署名の議定書によって、 結してきた。 加盟国は、 課税権の配分を生じさせないというOECDモデル租税条約一五条の例外を定めた二国 加盟国 例えば、 [間の給与所得の課税権の配分につき、 ドイツ・ ル クセンブル 三四日に改訂されている。フンブルク租税条約では、年間一 他方の加盟国における通常の活動 フランス・スイス租税条約では、 九日までをデミニマ ス 制 所 か

するさまざまな基準が越境リモートワークにも適用可能かどうかを検証する必要がある。

EUはすでに越境労働者の給与所得の課税権配分につき判例法を含め、

有用な経験を有する。

越境労働者に対

務 ってい 0) 应 ○%までとなっており、 越境リモート ウー クに対 心して、 当該デミニマ ス制 限 0) Ĺ 限を引き上 一げる要求

条約では、 デル租税条約とは異なり、 Commuter Provisions) 先述のホット そうすると、 最長四五日の不帰還があり、 ・スポ ッ が定められてきた。 ŕ 雇用地国の税収に影響するため、 地域では、 越境労働者の給与所得は、 越境労働者が多く、 国境地帯に居住し、 勤務地と居住地が二つの加盟国 居住地国課税となる。 これまでも越境通勤者特別規定 適切な補償制度が設けられてい 就労 (在宅勤務含む) する場合に居住地国での の国境地帯にある場合に、 例えば、 ドイ . . (Specific Cross-Border-オー ストリ O E C D ア租

が合 越境リモ リモートワー 理的 である。 ŀ ワ ĺ クの課税上の影響に対処するための可能な解決策としては、 カーに対するワンストップショップの構築、(50) (51) 欧州委員会では、 ①デミニマス制限 の設定、 ② 単 一 ③不均衡に対処するための 0) 加盟国 既存の越境労働者の経験を活 0) 課税権 の帰 補償制 属と越境労働者と 度 0) 利 用があ の

納税者、 るであろう。 口 所在する雇用主からの支払を正確に捕捉することは容易でない。そうすると、 度の税務申告書を提出するだけで、 ンティ 困難が生じるおそれがある。 国間での ア・ 雇用者及び関係税務当局にとっても、 その一方で、 ワーカーと越境リモートワーカーに対するワンストップショップを導入する方法である。 所得配分原則によれば、 他方の加盟国は税収減となる。 より広範な構想は、 一つの税務当局に申告し、 従業員自身による申告が重要になるが、 事務負担を軽減し、 一つの加盟国に課税権を排他的に帰属させ、 そのため、 納税するだけですむ。この②のアプロ 国境を越えた税務コンプライアンスを促進 課税権を配分する代わりに、 国家間 従業員の居住地国にとって外国 の協力がない それにより 限り、 各加盟国 納税者は チは、 税務 執

居住地国での越境リモート

ウー

クの

収を配分する補償制度が必要になる。これらの長短を精査し、源泉地国、

決策を構築する必要がある。 ドイツ・スイス二国間租税条約一五A条の例などが参考になるであろう。(5.5) なお、 補償制度については、 越境労働者に対するドイツ・フランス租税条約

5 おわりに

のであり、 の排除と従業員、 ーンを中心に一定要件のもと、 定の要件の下、非居住者を居住者と課税上、同等に扱うことを認めることでEU法との整合性をとってきた。 されてきた。それは、ホットスポットといわれる国境周辺の地域特有の問題であり、 を引き起こす。 コ OECDモデル租税条約一五条二項の短期滞在者免税規定とは異なり、越境労働者が多いホットスポット ロナ禍の経験からリモートワークの拡大は、 同時にそれを補償する制度が導入されている。 EUでは、越境労働者の課税問題につき、欧州司法裁判所判決による Schumacker 雇用者、課税当局の事務負担を考慮したものであるが、その一方で雇用地国の税収減を伴うも 居住地国のみの課税を認める二国間租税条約を締結してきた。それは、二重課税 国境を跨ぐ越境リモートワーカーの給与所得の課税権配分問 国内法、 租税条約により一 原則が 確立

プショップの ミニマス制限 モートワークにも適用可能かどうかが欧州委員会を中心に検討され、二国間条約による課税権振り分け規定のデ 越境リモートワー の緩和、 均衡に対処するための補償制度が解決策としてあがっている。 · クの拡大により、これまで確立されてきた越境労働者に対する Schumacker 単一の加盟国 への課税権の帰属と越境労働者と越境リモートワーカーに対するワンスト 原則 が 越 境 1)

入されており、 地理的 な制 約 将来的には越境リモートワークの課税問題が生ずる可能性はある。 がある我が国では、 越境労働者の課税問題は一般的ではないが、すでにデジタル EUのようにワンストップ制 ノマドビザが

スコストと源泉地国の税収減のバランスを考慮することが重要である。さらに、本稿では扱わなかったが(51) 与所得の課税権 度や補償制度の構築は難しいが、二国間租税条約による振り分け規定は参考になる。 ウー クがさらに拡大すれば、 の配分を検討するうえで、二重課税を排除しつつ、従業員、 地方税の課税権の配分を考えるうえでEUの議論は寄与するであろう。 雇用者、 課税当局のコンプライアン 越境リモートワー カ 一の給 IJ

- $\widehat{1}$ 川井久美子「越境リモートワーカーに関する税務上の留意点」経理情報一六七四号五八頁
- 四)。我が国では、令和六年四月より、 青木一生「デジタルノマド:ノマドワーカーの課税上の検討プロセスと留意点」税務弘報七二巻九号四五頁 いわゆる日本版デジタルノマドビザが導入され、 外国法人等の

に基づいて日本でITを用いて当該法人の業務に従事できる環境が整備された。今後は、越境リモートワークの増加

が期待される。

- 3 と「リモートワーク」を明確に使い分けていない。 CT(情報通信技術)を利用し、 総務省『令和6年度版 情報通信白書』一八一、一八六頁(二〇二四)。総務省によれば、 時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方とされるが、本稿では、「テレワーク」 テレワークとは、
- (4) 川井·前掲注(1)五九頁。
- $\widehat{5}$ Taxation of Labour Income under Tax Treaties, International Tax Studies, Vol.5 No.2, at 10, 2022. 例えば、OECDモデル租税条約一五条については、Giorgio Beretta, "Work on the Move": Rethinking
- 6 デル租税条約コメンタリー逐条解説 小松芳明『租税条約の研究 [新版]』九二頁(有斐閣·一九八二)。川田剛·徳永匡子共著『2017OECD [第4版]』四一一頁(税務研究会出版局・二〇一八)。
- 7 短期滞 小松・前掲注(6)九四頁、 在者免税の適用」 国際税務四〇巻一一号八四頁(二〇二〇)。Kasper Dziurdź/Frank Pötgens, Cross 川田・徳永・前掲注(6)四一九頁、矢内一好「租税条約の理論と実際 8
- 8 当該規定により、デジタルノマドの二重非課税が生ずる可能性を指摘するものとして、長戸貴之「人の可動性と

Border Short-Term Employment, Bulletin for International Taxation, Vol.68 No.8, at 405, 2014

- 七―一四八頁(公益財団法人トラスト未来フォーラム・二〇二四)。 |序論的考察|| 中里実ほか執筆『トラスト未来フォーラム研究叢書96金融取引と課税(6)』一三一、一四
- 9 本租税研究協会・二〇一九)。 Commentary, Art.15, paras.3-4. 水野忠恒監修『OECDモデル租税条約 OECD, Model Tax Convention on Income and on Capital: Condensed Version 2017, OECD Publishing, 2017, 2017年版 簡略版』 (公益社団法人日
- Tax Treaties, World Tax Journal, Vol.11, No.4, at 194, 2019 Svetislav V. Kostić, In Search of the Digital Nomad - Rethinking the Taxation of Employment Income under
- 設概念 (P.E.) に関する若干の考察」ジュリスト | ○七五号四七頁 (| 九九五)。 国際的税源配分における恒久的施設概念の役割とその歴史については、吉村典久「国際租税法における恒久的
- ことから、モデル条約の見直しを提言する。OECDモデル租税条約一五条二項と七条の根底にある原則との間には、 直接的な関係があることにつき、OECD, supra note 9, para.8 Svetislav V. Kostić, supra note 10, at 191. 本論文は、雇用主、従業員、雇用という概念が捉えにくくなっている
- Dziurdź/Pötgens, supra note 7, at 414
- Taxation Rights in Line with the Benefit Principle?, World Tax Journal, Vol.15, No.4, at 621, 627, 2023 COVID-19 pandemic, 21 January 2021; Christian Schwartz, Taxation of Remote Workers - Is the Allocation of OECD, Tackling the Coronavirus (Covid-19): Updated guidance on tax treaties and the impact of the
- 9) OECD, supra note 14, at 2; Schwartz, supra note 14, at 627.
- (<u>G</u>) OECD, *supra* note 14, at 8; Schwartz, *supra* note 14, at 627.
- (Ξ) OECD, *supra* note 14, at 15
- (18) OECD, *supra* note 14, at 17.
- (2) OECD, *supra* note 14, at 18.
- 資本市場への影響』一一七頁 村井正「第2章第3節 EU域内の labour mobility とEU税法」村井正・岩田一政共著『EU通貨統 (社団法人日本租税研究協会・二○○○)(初出「労働者の域内自由移動とEC租

- $\widehat{21}$ 税法 山根裕子『新版EU/EC法-制限納税義務の差別判例を中心として――」関西大学法学研究所研究叢書第七冊五一頁 ――欧州連合の基礎』二〇一頁 (有信堂高文社・一九九五)。
- EU, Regulation (EEC) No 1612/68 of the Council of 15 October 1968 on freedom of movement for workers
- to employed persons and their families moving within the Community, OJ L 149/2, at 416, 5, 7, 1971 within the Community, OJ L 257/2, at 475, 19.10.1968 EU, Regulation (EEC) No 1408/71 of the Council of 14 June 1971 on the application of social security schemes
- Freedom of Movement for workers within the Community, COM (79) final, 13. 12. 1979 Proposal for a Council Directive concerning the Harmonization of Income Taxation Provisions with respect to
- 村井・前掲注(20)一一八、一二五―一三二頁。
- 26 EU, Recommendation of 21 December 1993 on taxation of non-residents, 1994 OJ L 39.
- (11000)° フランツ・バニステンデール「欧州所得課税統合への方途」(宮本十至子・村井正共訳) 税研九一号一四—二二
- 28 Peter J. Wattel, et al., European Tax Law, 8th Edition; Volume I, at 549, Kluwer Law International, 2022. 当該事件 加盟国税制に対するEC法の規制~」JETROユーロトレンド五一号二頁以下(二〇〇二)。 際課税の理論と課題』二九五、三〇六頁以下(税務経理協会・二〇一八)、高塚一「EC法と課税国税法(EU) 概要を紹介した邦文献として、谷口勢津夫「ECにおける Tax Harmonization の動向」水野忠恒編著『二訂版 Judgment of the Court of 8 May 1990, Biehl v Administration des contributions, C-175/88, EU:C:1990:186 玉
- supra note 28. at 830. 当該事件を紹介した邦文献として、宮本十至子「人の国際的移動(labour mobility)に伴う企 業年金掛金の課税問題」第二二回日税研究賞入選論文集五〇―五三頁、四一―六六頁(一九九九)。 Judgment of the Court of 28 January 1992, Bachmann v Belgian State, C-204/90, EU:C:1992:35. Wattel, et al.
- 法』二四八頁(ミネルヴァ書房・二〇一三)。 Wattel, et al., supra note 28, at 857. 当該事件概要を紹介した邦文献として、M. Judgment of the Court of 14 February 1995, Finanzamt Köln-Altstadt v Schumacker, C-279/93, EU:C:1995:31 ヘルデーゲン(中村匡志訳)『EⅡ

- in Europe: 2008 EATLP Congress, Cambridge: 10-12 July 2008, EATLP international tax series Vol.6, 79, 2010. Hanna Litwinczuk, Taxation of cross-border workers and EC tax, Manfred Mössner ed., Taxation of workers
- 32 Opinion of Advocate General LEGER, in Schumacker (C-279/93), ECLI: EU:C: 1994: 391
- authorities of the Member States in the field of direct taxation, OJ L 336/15, 1977. Council Directive 77/799/EEC of 19 December 1977 concerning mutual assistance by the competent
- (Schumacker) im Rahmen des JStG 1996, DStR 1997, 200 BMF, Beschränkte und unbeschränkte Einkommensteuerpflicht-Umsetzung des EuGH-Urteils vom 14. 2.
- 35 Decision in the Schumacker Case, Intertax, Vol.8-9, at 457, 1995 Otmar Thömmes, Germany, on the Verge of adapting its Income Tax Act to the Requirements of
- Brandis/Heuermann, Ertragsteuerrecht, Werkstand: 172. EL Juli 2024, EStG §1, Rn.235-250
- org/10.1787/72a416b6-en OECD Policy Responses to Coronavirus (COVID-19), OECD Publishing, Paris, 2021, https://doi 長戸・前掲注(8)一三一、一三三頁。OECD, Teleworking in the COVID-19 Pandemic: Trends and Prospects.
- Articles & Opinion Pieces, IBFD Liz Chien, Remote Workers: Problem or Opportunity for Tax Policymakers?, OECD International, Journal
- 39 長戸・前掲注(8)一四六頁。EUにおけるデジタルノマドビザの発行可能性について言及する。
- impact-working-conditions-and-regulations, last visited January 5, 2025. European Union, Luxembourg, at 7-8, 2022, https://www.eurofound.europa.eu/en/publications/2022/rise-telework-Eurofound, The rise in telework: Impact on working conditions and regulations, Publications Office of the
- 得について一次的課税権を有することが多かったが、コロナ禍でのリモートワーク増加により、多くの労務が自宅所 ツ州のように雇用主所在地州基準での課税権強化 在地州から提供されることになり、 自宅と雇用主(オフィス)のある州が分かれている場合、従来、オフィス所在地州がそこでの労務提供からの オフィス所在地州は多くの税収を失う可能性が生じた。 (防衛)を図るなど、リモートワーク増加による個人の労働に関す 例えば、マサチューセッ

リモートワークと②課税の繰延べ一 る州間の課税権配分問題が生じた。長戸・前掲注(8)一三三頁、坂巻綾望「米国州所得税の過去、 —」租税研究八九五号二四頁(二〇二四)。 現在、

1

- Contributions (An Overview), European Taxation, Vol.61, No.5, at 185, 2021 Katia Cejie, New Problems Caused by the COVID-19 Pandemic-Income Taxes and Social Security
- autumn 2023 the issue of global mobility of workers into its Work Programme and will officially start working on it as form E-002845/2022, E-002220/2022. The Commission on Taxation of the International Chamber of Commerce (ICC) number of written questions of Member of the European Parliament to the Commission, e.g. E-000987/2023 Committee of the European Parliament on "Tax Challenges of Cross-border teleworking" of 9 January 2023; a "Taxation of cross-border teleworkers and their employers"; the Interparliamentary Conference on Stability issued a paper in September 2021 on "Tax Reform for Remote Working Abroad". Finally, the OECD has included REGIO mid-January 2023 on "Vibrant Cross-border Labour Markets"; a public hearing organised by the FISC Riksdag of 28 February 2023 on "Remote Working in the EU - Fiscal Challenges"; a conference organised by DG Economic Coordination and Governance in the EU, Co-organised by the European Parliament and the Swedish 例えば、The European Economic and Social Committee, own initiative opinion ECO/585 of 13 July 2022 on
- September 2021 International Chamber of Taxation, Commission on Taxation, Tax Reform for Remote Working Abroad, 3,
- 45 European Union, OJ L 265/1, 14. 10. 2017. 当該指令を紹介したものとして、石渡智大「租税条約における仲裁手続に ついて──制度の導入拡大及び実施の観点からの検討」税大論叢一○四号一一一、二○一頁(二○一一)。 COUNCIL DIRECTIVE (EU) 2017/1852 of 10 October 2017 on tax dispute resolution mechanisms
- TAX IN AN INCREASINGLY MOBILE WORKING ENVIRONMENT: CHALLENGES AND OPPORTUNITIE Meeting of Thursday, 7 October 2021.欧州委員会では「teleworking」という用語を使っているが、ここでは「リモ European Commission, COMMISSION EXPERT GROUP "PLATFORM FOR TAX GOOD GOVERNANCE"

(4) Germany-Luxembourg Income and Capital Tax Treaty, Art.14, 1a

ートワーク」とする。

- 48 France-Switzerland Income and Capital Tax Treaty, Protocol to the 1966 Treaty (2023), Article 4 and 10
- (4) Austria-Germany Protocol to the 2000 Treaty (2023), Article IX
- 50 Taxation, Vol.53, No.5, at 194, 2013 for EU Citizens: Feasibility of a Far-Reaching One-Stop-Shop Regime for Mobile Workers and Investors, European モバイル・ワーカーのワンストップショップについては、Luca Cerioni, Removing Cross-Border Tax Obstacles
- European Parliament, Tax challenges of cross-border teleworking, 2022. https://www.europarl.europa.eu/
- cmsdata/261606/EPRS_Tax%20challenges%20of%20cross-border%20teleworking.pdf Lind Yvette, Compensation Regimes - An Innovative Tax Treaty Provision When Applied To Cross-Border
- https://ssrn.com/abstract=3779138, last visited January 5, 2025 Regions (January 1, 2019). UCPH Fiscal Relations Law Journal (FIRE Journal) nr 1 2019, at 1, available at SSRN:
- Switzerland Income and Capital Tax Treaty (1971) (as amended through 2010), Article 15A France-Germany Income and Capital Tax Treaty (1959) (as amended through 2015), Article 13a; Germany-
- 十至子「越境リモートワークにおけるホームオフィスの恒久的施設該当性」税研二三九号一六頁(二〇二五)。 なお、越境リモートワークについては、ホームオフィスの恒久的施設(PE)該当性の検討も必要である。宮本